

開示請求の理由

1. 令和6年10月8日～10月9日の「介護福祉 EXPO 展示会視察」出張に関する、出張者小林常務理事作成あるいは承認の復命書による「成果報告書の詳細:会議やイベントの内容、面会した人物、議論したテーマなど、報告の主な項目など」の詳細、特に、「当会で進めているICT化」に関する収拾したパンフレットや資料等の開示。」のうち、『公開しない理由』「3の一部 規定7条1項(5)意思決定の中立性が不当に損なわれるため」とされた部分の開示。について

規定7条1項(5)意思決定の中立性

「社会福祉法人飯田市社会福祉協議会情報公開規程」にそれはあり、「本会の内部又は本会と他団体との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれのあるもの」とあります。

しかし、幕張メッセで開催された「メディカルジャパンの展示会」の出張は視察であり、「会議やイベントの内容、面会した人物、議論したテーマなど、報告の主な項目など」の詳細、」は、出張の成果を復命書で報告すべきことであり、規定7条1項(5)にある「本会と他団体」の他団体が出展団体に当たることでもありません。また、面会した会社(人物)から説明を受けたことは、復命書において報告する義務が有ります。従って、「意思決定の中立性が不当に損なわれるため」には当たらないと考えます。

2. 原会長の出勤簿の写しについて

令和7年2月10日に開示された原会長の出勤簿は、「会長公務出席記録」であり、出勤簿の写しではありません。よって、「出勤簿」の写しの開示をお願いします。

3. コピー代等の費用支払いについて

恐れ入りますが、今回の請求で開示されるコピー代を含めて、まとめたの請求をお願いします。

様式第1号（第3条関係）

文書公開申出書

令和7年 2月25日

飯田市社会福祉協議会 宛

住所(法人にあつては所在地)

飯田市白山町3丁目東2番地14

氏名(法人にあつては代表者氏名)

株式会社 章設計

代表取締役 板倉正明

電話番号

22-1806

飯田市社会福祉協議会情報公開規程第6条第1項の規定により、次のとおり公文書の公開を請求します。

公文書の名称 その他の公文書 を特定する ために必要な 事項	1. 前回公開をお願いした「3. 令和6年10月8日～10月9日の「介護福祉EXPO展示会視察」出張に関する、出張者小林常務理事作成あるいは承認の復命書による「成果報告書の詳細：会議やイベントの内容、面会した人物、議論したテーマなど、報告の主な項目など」の詳細、特に、「当会で進めているICT化」に関する收拾したパンフレットや資料等の開示。」のうち、『公開しない理由』「3の一部 規定7条1項(5)意思決定の中立性が不当に損なわれるため」とされた部分の開示。(理由は別紙による) 2. 開示請求された上記出張復命書にある、「別紙のとおり」の別紙の開示。 3. 原重一会長就任時からの出勤簿一切の写し。(理由は別紙による)
公開の方法	(該当する□内にレ印を記入してください。) <input type="checkbox"/> 閲覧又は聴取・視聴 <input checked="" type="checkbox"/> 写し等の交付